

岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例等の 一部を改正する条例について

清流の国推進部デジタル推進局デジタル戦略推進課

1 改正の理由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（R6.6.7 公布、R7.4.1 施行）により「デジタル手続法」及び「マイナンバー法」が改正され、これらの法律を引用する 3 条例で条項ずれが発生するため、規定の整理を行うもの

2 改正内容

(1) 岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

デジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）の改正に伴う条ずれの処理

(2) 岐阜県個人番号の利用等に関する条例

岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の改正に伴う項ずれの処理

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日